

香川県条例第4号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(香川県青少年保護育成条例の一部改正)

第1条 香川県青少年保護育成条例(昭和27年香川県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 青少年 18歳未満の者をいう。</p> <p>(2)～(9) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 18歳未満の者<u>(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)</u>をいう。</p> <p>(2)～(9) 略</p>

(香川県恩給条例の一部改正)

第2条 香川県恩給条例(昭和29年香川県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(恩給法準用者であった者に対する通算退職年金等の給与)</p> <p>8 略</p> <p><u>(民法の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p>9 <u>次の各号に掲げる子に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「ない成年の子」とあるのは「ない20歳以上の子(婚姻した20歳未満の子を含む。)」とする。</u></p> <p><u>(1) 民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)の施行の日(次号及び次項において「改正法施行日」という。)の前日において第25条第1項から第3項までの規定による増加恩給について第42条第1項、第</u></p>	<p>附 則</p> <p>(恩給法準用者であった者に対する通算退職年金等の給与)</p> <p>8 略</p>

2項、第4項及び第5項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同条第2項、第4項及び第5項の規定

(2) 改正法施行日の前日において第48条第1項の規定による扶助料について第52条第2項及び第3項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同項の規定

10 改正法施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている第48条第1項の規定による扶助料に係る当該子に対する同項並びに第50条及び第57条第1項の規定の適用については、第48条第1項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「成年の子」とあるのは「、20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」と、第50条及び第57条第1項第4号中「成年の子」とあるのは「20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」とする。

(香川県恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 香川県恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年香川県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="226 842 315 874">附 則</p> <p data-bbox="190 919 607 951">(扶助料の年額に係る加算の特例)</p> <p data-bbox="145 959 1099 1062">第10条 香川県恩給条例第52条第1項第1号に規定する扶助料を受ける者が妻であって、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に定める額を加えるものとする。</p> <p data-bbox="176 1070 1099 1214">(1) 扶養遺族（香川県恩給条例第52条第3項に規定する扶養遺族をいう。<u>次号において同じ。</u>）である子が2人以上ある場合 恩給法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号。以下「法律第51号」という。）附則第14条第1項第1号に掲げる額</p> <p data-bbox="176 1262 1099 1326">(2) 扶養遺族である子が1人ある場合 法律第51号附則第14条第1項第2号に掲げる額</p> <p data-bbox="176 1342 286 1374">(3) 略</p> <p data-bbox="145 1382 286 1414">2～4 略</p>	<p data-bbox="1211 842 1301 874">附 則</p> <p data-bbox="1176 919 1592 951">(扶助料の年額に係る加算の特例)</p> <p data-bbox="1131 959 2085 1062">第10条 香川県恩給条例第52条第1項第1号に規定する扶助料を受ける者が妻であって、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。</p> <p data-bbox="1162 1070 2085 1254">(1) 扶養遺族（香川県恩給条例第52条第3項に規定する扶養遺族をいう。）である子 <u>（18歳以上20歳未満の子にあつては、重度障害である者に限る。）</u> が2人以上ある場合 恩給法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号。以下「法律第51号」という。）附則第14条第1項第1号に掲げる額</p> <p data-bbox="1162 1262 2085 1326">(2) 扶養遺族である子 <u>（前号に規定する子に限る。）</u> が1人ある場合 法律第51号附則第14条第1項第2号に掲げる額</p> <p data-bbox="1162 1342 1272 1374">(3) 略</p> <p data-bbox="1131 1382 1272 1414">2～4 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(香川県青少年保護育成条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 次の各号に掲げる者については、第1条の規定による改正後の香川県青少年保護育成条例第2条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号。以下「改正法」という。)附則第2条第3項の規定によりなお従前の例により成年に達したものとみなされる者
 - (2) 改正法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第753条の規定により成年に達したものとみなされる者
(香川県恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 改正法の施行の日の前日において香川県恩給条例第52条第1項第1号に規定する扶助料について第3条の規定による改正前の香川県恩給条例等の一部を改正する条例附則第10条第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する香川県恩給条例第52条第3項及び第3条の規定による改正後の香川県恩給条例等の一部を改正する条例(以下この項において「新昭和51年恩給条例等改正条例」という。)附則第10条第1項の規定の適用については、香川県恩給条例第52条第3項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「ない成年の子」とあるのは「ない20歳以上の子(婚姻した20歳未満の子を含む。)」と、新昭和51年恩給条例等改正条例附則第10条第1項第1号中「である子」とあるのは「である子(18歳以上20歳未満の子(婚姻した子を除く。)にあっては、重度障害の状態にある者に限る。)」と、同項第2号中「である子」とあるのは「である子(前号に規定する子に限る。)」とする。